

Q1-5.外国資本の参入を制限・禁止している業種について説明してください。

台湾は外国人投資家に対して、ほとんどの分野で投資を開放しています。ただし、①国の安全保障、公序良俗または国民の健康に悪影響を及ぼす項目および法律または国際協定で投資が禁止されている項目、②特別許可を得た業者にのみ投資が許可されている項目を「華僑・外国人投資禁止および制限業種リスト(ネガティブリスト)」で管理しています。ネガティブリストは、以下の通りです。(行政院令 2013年6月17日改正)

ネガティブリストは經濟部投資審議委員会により随時修正されますが、最新情報は以下の經濟部投資審議委員会ホームページで確認できます。

<http://www.moeaic.gov.tw/>

華僑・外国人投資禁止業種

中分類 No.	中分類業種	細分類業種 No.	項目	管轄官庁	備考
18	化学材料製造業	1810 基本化学材料製造業	ニトログリセリンの製造(火薬爆薬の元となり、公共安全に関わるニトログリセリンの製造)	国防部	
			水銀法による塩化ソーダ	經濟部	相手国で内国民待遇であれば除外
			国連の化学兵器禁止公約に列挙管理される甲類化学物資	經濟部 国防部	相手国で内国民待遇であれば除外
			CFC、ハロン、トリクロエタン、四塩化炭素	環境保護署	相手国で内国民待遇であれば除外
19	化学製品製造業	1990 その他化学製品製造業	軍用火薬信管、導火剤、起爆剤	国防部	
24	金属基本工業	2499 その他未分類金属基本工業	金属カドミウム製錬工業	經濟部	相手国で内国民待遇であれば除外
29	機械設備製造業	2939 その他通用機会設備製造業	軍用火器、武器の製造、銃器の修理、弾薬、射撃制御装置(軍用航空器は含まない)	国防部	

49	陸上輸送業	4931 公共バス客運業	市内バス客運業、高速バス客運業	交通部	華僑は除外
		4932 タクシー客運業			
		4939 その他バス客運業	観光バス客運業		
54	郵便および速達業	5410 郵政業		交通部	相手国で内国民待遇であれば除外
60	ラジオ・テレビ放送業	6010 ラジオ放送業	無線ラジオ放送業 無線テレビ放送業	国家通信放送委員会 (NCC)	
		6021 テレビ放送業			
		6022 有線テレビその他有料テレビ放送業			
64	金融仲介業	6415 郵便貯金為替業		交通部 金融監督管理委員会	相手国で内国民待遇であれば除外
69	法律および会計サービス業	6919 その他法律サービス業	民間公証人サービス	司法院	華僑は除外
93	レジャーサービス業	9323 特別娯楽業		経済部	

華僑・外国人投資制限業種

中分類 No.	中分類業種	細分類業種 No.	項目	管轄官庁	備 考
01	農業および牧畜業	0111 稲作農業		行政院農業 委員会	
		0112 雑穀農業		行政院農業 委員会	
		0113 特用作物栽培業		行政院農業 委員会	
		0114 野菜作農業		行政院農業 委員会	
		0116 食用菌茸類栽培業		行政院農業 委員会	
		0119 その他の耕種農業		行政院農業 委員会	
		0121 牛飼育業		行政院農業 委員会	
		0122 養豚業	種猪飼育	行政院農業 委員会	
		0123 養鶏業	種鶏飼育	行政院農業 委員会	
		0124 アヒル飼育業	種鴨飼育	行政院農業 委員会	
0129 その他畜産業		行政院農業 委員会			
02	林業			行政院農業 委員会	華僑は除外
03	漁業			行政院農業 委員会	

10	タバコ製造業			財政部	相手国で内国民待遇であれば除外
18	化学材料製造業	1810 基本化学材料製造業	事業用ニトログリセリンの製造(火薬爆薬の元ではなく、公共安全に関わらないニトログリセリンを指す)	国防部	
27	パソコン、電子製品及び光学製品製造業		軍事精密機械設備	国防部	
31	その他輸送機器とその部品製造業	3190 未分類その他輸送機器とその部品製造業	軍用航空機の製造、修理組立	国防部 経済部	
33	その他製造業	3399 未分類その他製造業	象牙の加工	行政院農業委員会	相手国で内国民待遇であれば除外
35	電力及びガス供給業	3510 電力輸送業	電力輸送業、配電業	経済部	
		3520 気体燃料供給業	パイプラインによる気体燃料供給業	経済部	
36	用水供給業	3600 用水供給業	水道事業	経済部	
50	水運業	5010 海運業	船舶輸送、船舶リース	交通部	華僑は除外
		5020 河川および湖沼水運業			
51	航空運輸業	5100 航空運輸業		交通部	華僑は除外
52	輸送補助業	5260 航空輸送補助業	空港内地上勤務、航空給食業	交通部	華僑は除外。 条約または協定に別の規定があるものは除外。

60	ラジオ・テレビ放送業	6010 ラジオ放送業	有線ラジオ・テレビ放送業、衛星放送事業	国家通信放送委員会 (NCC)	
		6021 テレビ放送業			
		6022 有線その他有料番組放送業			
61	電信業	6100 電信業	第一類電信事業	国家通信放送委員会 (NCC)	
69	法律および会計サービス業	6912 司法書士事務サービス業	土地登記専門代理サービス	内政部	

お願い:

「本情報の提供は、あくまでも読者への参考に供するためのものであり、実際のビジネスは読者の責任において行い、これにもとづく読者の行動や行為に起因するビジネス上の損害、損失等に対し、交流協会や普華商務法律事務所(PwC Legal)は一切関与せず、また一切の責任も負わず、一切の損害賠償も負担いたしません。

なお、本情報には、台湾の所轄政府機関の解釈は入っておらず、また、常に最新の情報であるとは限りません」。